

長崎県公立学校学習用端末共同調達支援業務委託技術評価点の評価基準表

評価項目		評価基準細目	必須項目	配点			
				基礎点	加算点	細目計	項目計
一 事業の実 施方 針	(1)事業の内容の 妥当性、独創性	仕様書記載の事業内容について全て提案されていること。	必須	10		20	80
		仕様書に示した内容について、成果・品質を高めるための提案があれば、その内容に応じて加点する。			10		
	(2)事業の実施 方法の妥当性・ 独創性	事業の実施方法が明確に示されており、妥当であること。	必須	10		20	
		事業の実施方法について、成果・品質を高めるための提案があれば、その内容に応じて加点する。			10		
	(3)成果物の作 成等の妥当性、 独創性	成果物の作成方法が明確に示されており、妥当であること。	必須	10		20	
		成果物の作成方法について、成果・品質を高めるための提案があれば、その内容に応じて加点する。			10		
(4)事業計画の 妥当性、効率性	作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。	必須	10		20		
	作業日程、手順について、成果・品質を高めるための提案があれば、その内容に応じて加点する。			10			
二 組 織 の 経 験 ・ 能 力	(1)組織の事業 実施能力	事業を遂行するための人員が確保されており、その体制に効率性・妥当性が認められること。	必須	10		40	80
		事業実施に必要なとなる学習者用端末や端末の利活用に関する十分な知見を有していること。	必須	10			
		事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。	必須	10			
		県内外に幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力があり、速やかな事業遂行が可能であれば加点する。			10		
	(2)組織の類似 事業の経験	過去に官公庁と類似の事業を実施した実績があること。	必須	10		20	
		2年以内に複数の官公庁との契約実績があれば加点する			10		
	(3)組織の適格 性	県からの要望等に迅速、柔軟に対応できる体制が備わっているか。	必須	10		20	
		事業を実施するために、必要に応じて関係機関との協力体制構築のためのネットワークを活用できれば加点する。			10		
三 定 者 の 事 業 従 事 者 の 経 験 ・ 能 力	(1)事業従事予 定者の事業内容 に関する専門的 知見・適格性	事業に必要な幅広い専門的知見・調査分析能力を有すること。	必須	10		40	40
		県内外に事業内容に関する人的ネットワークを有していれば加点する。			10		
		官民問わず、端末調達に関する計画及び調達仕様書作成の知見及び経験を有していれば加点する。			10		
		過去に類似の事業を主担当として実施した経験者を事業プロジェクトリーダーとして置くことができれば加点する。			10		
計				100	100	—	200